

LEADBRAIN TIMES

[DECEMBER 2024]

会社経営に必要なひと、お金、目標を相談できるパートナーでありたい

vol. 055

MONTHLY COLUMN
今月のお役立ちブレインLBレポート
リードブレイングループ
最近の活動報告！フリーランスが安心して
働ける環境づくりのため
の法律が11月1日から
スタート！2024年12月から
現行の保険証廃止！
マイナ保険証開始！MONTHLY RECOMMEND
今月のおすすめ飲食店
東京台湾

今月のごあいさつ

本気でむきあう

リードブレイン代表・皆川知幸

1. はじめに

早いもので、2024年も終わりを迎えようとしています。日本は引き続き、少子高齢化や人口減少という大きな課題に直面しています。この変化が避けられない現実である以上、企業としてこの社会的変化にどう向き合い、成長機会を見出していかかが、今後の成功の鍵となります。2025年のテーマは個人的に人口減少問題に【正々堂々と本気で向き合う！】と定義づけました。106万の壁の撤廃に伴う、社会保険制度総加入問題、最低賃金1500円時代の到来など、一見企業経営にとってネガティブな話題しかないと見ることができませんが、もうこの問題から逃げても無駄なので、正々堂々と向き合ってポジティブな対策を考えるべき時期にきたと感じます。

2. 人口減少社会に本気で向き合うための視点

具体的には、人口減少は単に労働力不足や市場縮小という課題だけでなく、価値観や消費行動の変化も引き起こします。この現象をマイナス要因と捉えるだけでなく、次のような視点で対応することが求められます：

①ターゲット市場の再定義

人口減少社会では、地域性や年齢層に特化した事業モデルが有効です。たとえば、シニア向け、外国人向け事業など、今後の拡大する数少ない階層に向けたサービス開発、人口維持地域、一定以上の若年人口割合地域などへの出店等の地域戦略など、ターゲットを明確にする必要があります。

②多様な人材活用の推進

国内の労働力だけでなく、海外人材の受け入れや、多様な働き方（リモートワーク、副業人材など）を積極的に活用することで、企業の競争力を高められます。

③テクノロジーの活用

人口減少によるマンパワーの制約を補うために、AIや自動化を活用した業務効率化は不可欠です。特に、顧客管理やマーケティング領域でのデータ活用が鍵を握ります。

3. 今後の具体的な施策提案

それをふまえ、今後の具体的な施策案としては、

①顧客分析システムの導入

これからのAI全盛の時代に必要な素材はデータです。とにかくデータの蓄積さえあれば、中小企業でもこれからはAIが戦略を組んでくれます。そういった意味でまずは、顧客データを集めるというアクションが必要かと思います。

②外国人材の活用と地域連携

外国人材を入れるか、入れないかという議論はもう終わりました。2025年からは外国人材の活用をどう考えるかのステージです。事業特性に応じて、海外人材の採用や地域住民との協働を進め、企業全体で価値を高める取り組みをしましょう。

③教育・研修プログラムの充実

リスキリングというワードが流行り始めています。社員向けの研修を強化し、人口減少や顧客成功を踏まえた具体的なスキルを習得できる機会を提供してください。

4. おわりに

人口減少社会の中で企業が生き残るには、変化を前向きに捉え、柔軟に対応していく姿勢が必要です。また、顧客一人ひとりの成功に本気で向き合うことで、長期的な信頼と収益を確保することが可能です。来年も引き続き、貴社のパートナーとして成長をサポートさせていただきます。何卒よろしくお祈りします。

リードブレングループ 最近の活動報告！

LB
レポート

薩摩IKKASU会主催のセミナーに登壇いたしました

外食業における財務と採用 未来の飲食業の経営戦略を考える

開催日 2024年10月30日

会場 鹿児島県 タイセイアネックス3F

薩摩IKKASU会とは、鹿児島を飲食を通して活性化することを目的に活動している団体です。今回は、薩摩IKKASU会主催の講演会に、当社代表の皆川が登壇いたしました。

▼ 飲食業界の近況について

コロナ後の数年間は、自社の財務状況を的確に把握し、補助金や助成金を活用することで事業の維持・拡大を図ることなどが重要でした。しかし、現在は、金融機関による貸出姿勢の引き締めと緩和が複雑に絡み合い、さらに補助金・助成金の一斉引き締めも進んでいます。従来の対策だけでは対応が難しくなっているとお話しいたしました。

コロナ後

自社の現状財務の把握
キャッシュアウトを防ぐ
金融機関対策
公的制度の活用
業態を考える

現在

伸びる売上・伸びない利益
人手不足の深刻化と自動化の進展
金融機関の引き締めと緩和
補助金・助成金の一斉引き締め

▼ これからの飲食業経営について(財務編)

外部要因でますます厳しくなる中、今後も「融資を受けやすくすること」「税負担を軽減すること」が経営を安定させるカギとなります。そのためには、会計を用途ごとに工夫する「ブサイク会計」と「ハンサム会計」を活用することが重要で、実際にその手法についてもお伝えしました。また、PLとBSの関係性やチェックポイント・貸借対照表の見方についてもお話ししました。

税務署→ブサイク会計

税務署に対して提出する会計書類では、見た目よりも正確さと節税効果を重視。課税対象額を抑えることで税負担の軽減を図ります。

金融機関→ハンサム会計

金融機関向けの会計書類では、見栄えや数字の安定性を意識。財務状況を整理し、成長性や安定性をアピールすることで、融資の審査通過を目指します。



▼ 飲食業経営についてのヒトの話

年取の壁問題や日本の労働人口の減少によって、人手不足がますます深刻化している現状を踏まえ、今後は外国人材の採用が重要なカギになるとお話ししました。特に、特定技能制度を活用した外国人雇用が増加しています。中でも、飲食店の分野ではミャンマー人材が適しているとされ、ミャンマーからの労働者が飲食業界において貴重な戦力となる可能性が高いとお伝えしました。このような外国人材の活用が、業界全体の労働力不足を補い、持続的な成長に繋がることが期待されます。



第20回全国環境連全国大会でブース出展をいたしました

10月24日(木)、 Hilton東京お台場にて、第20回全国環境連全国大会が行われました。全国環境連全国大会とは、日本各地で一般廃棄物に関する仕事を行っている企業の集まりである、全国一般廃棄物環境整備協同組合(全国環境連)が年に一度行う大会です。様々な講演などが行われる中、当社は、協力企業としてブース出展を行いました。特に、新サービス「BPO」についてご来場のみなさまへご案内させていただきました！



第17回居酒屋甲子園の全国大会が行われました

居酒屋甲子園とは、外食業界に働く人がより誇りを持ち、学びを共有できる場を提供する大会です。10月22日(火)福岡サンパレスにて、「第17回居酒屋甲子園」開催されました。大会にエントリーした全国1420店舗のうち予選を勝ち進み全国大会へ進出した5店舗の「取り組みや想い」をプレゼンテーションして頂き、当日「居酒屋甲子園における日本一」の店舗を決定。また、全国のエントリー店舗から選出された2名の店長の取り組み事例の発表もされました。



▼ 第17回全国大会進出5店舗

ろばた翔

/ 関東第1地区 東京都

当社顧問先様です！

「共に生きるよるこび」属人性を強みに変える究極の個店経営！



渋谷DRA

/ 関東第1地区 東京都

人を輝かせるDREAM ON流・デジタル活用術

港町酒場もんきち商店桑園店

/ 北海道地区 北海道

1次・2次・3次産業を一気通貫！飲食業界の多様性を感じさせるビジネスモデル

学生が週2で通える焼鳥屋 乾杯酒場アホどり聖護院店

/ 関西第2地区 京都府

理念共感から理念共鳴へ！「伝える」ではなく「伝わる」人材育成術



やきとり番長 松本つなぐ横丁店

/ 北陸甲信越地区 長野県

人時売上高1万円超え！
来たるべき時給3000円時代に向けて

第17回優秀店長

井上杏奈 店長

夢の家 本店
/ 愛媛県

最所 崇将 店長

異酒屋 陽溜食堂日吉町店
/ 福岡県

リードブレングループはこれからも引き続き
サポーター企業として居酒屋甲子園を応援いたします！



発注事業者が準備しておきたいことは？

フリーランスが安心して働ける環境づくりのための法律が11月1日からスタート！



近年、働き方の多様化に伴って、フリーランスとして働く人が増えています。フリーランスが安心して働ける環境を整備するためにできたのが「フリーランス・事業者間取引適正化等法」(正式名称:「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)で、令和6

年(2024年)11月1日に施行されます。業種や資本金の金額にかかわらず、幅広い発注者、受注者が対象になります。法律の内容をよく理解して、スムーズな運用に向けて正しい準備が必要となります！

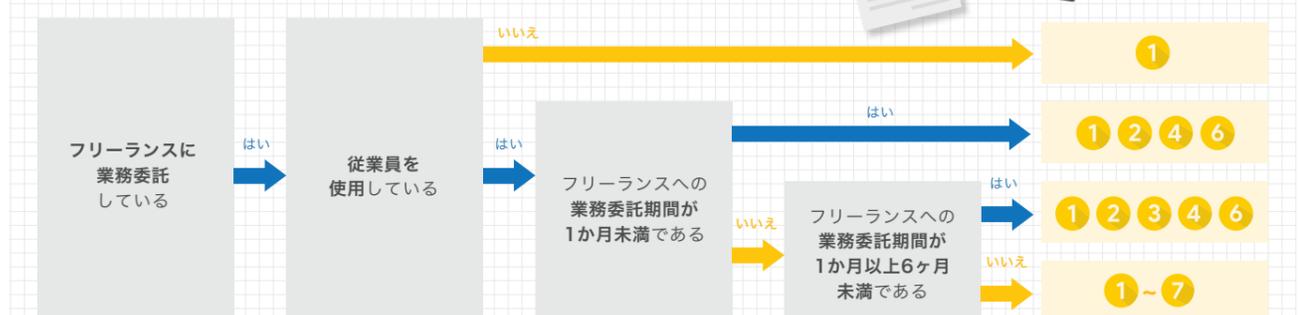
フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象とは？

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」は、**業務を委託する「発注事業者」と業務を受託する「フリーランス」との間の取引に適用されます。**事業者間(B to B)における委託取引が対象となり、一般消費者がフリーランスに仕事を依頼する場合や、フリーランスが販売す

るものを消費者や企業が購入する場合などは対象外です。なお、発注事業者とは、法人格の有無にかかわらず**基本的には従業員を使用する事業者**を指しています。**資本金の金額にかかわらず従業員を使用している全ての発注事業者が規制の対象**になります。

義務内容確認チャートと業務内容について

発注事業者や業務委託機関で義務内容が異なりますので、下記の「**義務内容確認チャート**」をご活用いただき、対象の内容をご確認ください！



1 書面などによる取引条件の明示

フリーランスに対して業務委託をした場合、直ちに書面または電磁的方法(メール、SNSのメッセージ等)で取引条件を明示する義務があります。明示方法は、口頭での明示はNGで、書面または電磁的方法かを発注事業者が選ぶことができます。取引条件として明示する事項は9つです。

- ① 給付内容
- ② 報酬の額
- ③ 支払期日
- ④ 業務委託事業者・フリーランスの名称
- ⑤ 業務委託をした日
- ⑥ 給付を受領する日/役務の提供を受ける日
- ⑦ 給付を受領する日/役務の提供を受ける場所
- ⑧ (検査をする場合)検査完了日
- ⑨ (現金以外の方法で報酬を支払う場合)報酬の支払方法に関して必要な事項



2 報酬支払期限の設定・期限内の支払い



報酬の支払期日は発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り短い期間内で定め、一度決めた期日までに支払う必要があります。ただし、元委託者から受けた業務を発注事業者がフリーランスに再委託をした場合、条件を満たせば、元委託業務の支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めることができる【再委託の例外】もあります。

3 7つの禁止行為

フリーランスに対して1か月以上の業務を委託した場合には、7つの行為が禁止されています。

- ✓ 受領拒否(注文した物品または情報成果物の受領を拒むこと)
- ✓ 報酬の減額(あらかじめ定めた報酬を減額すること)
- ✓ 返品(受け取った物品を返品すること)
- ✓ 買ったとき(類似品等の価格または市価に比べて、著しく低い報酬を不当に定めること)
- ✓ 購入・利用強制(指定する物・役務を強制的に購入・利用させること)
- ✓ 不当な経済上の利益の提供要請(金銭、労務の提供等をさせること)
- ✓ 不当な給付内容の変更・やり直し(費用を負担せず注文内容を変更し、または受領後にやり直しをさせること)



4 募集情報の的確表示

広告などによりフリーランスの募集情報を提供する際には、**虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、募集情報を正確かつ最新の内容に保たなければなりません。**

5 育児介護等と業務の両立に対する配慮



フリーランスに対して6か月以上の業務を委託している場合、フリーランスからの申し出に応じて、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。また、6か月未満の業務を委託している場合も配慮するよう努めなければなりません。配慮の例としては、「**妊婦健診がある日について、打ち合わせの時間を調整したり、就業時間を短縮したりする**」、「**育児や介護などのため、オンラインで業務を行うことができるようにする**」といった対応があげられます。

6 ハラスメント対策に関する体制整備

ハラスメントによりフリーランスの就業環境が害されることがないように、相談対応のための体制整備などの必要な措置を講じなければなりません。体制整備などの必要な措置の例としては、「**従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う**」、「**ハラスメントに関する相談の担当者や相談対応制度を設けたり、外部の機関に相談への対応を委託する**」などの対応があげられます。

7 中途解除等の事前予告・理由開示

フリーランスに対して6か月以上の業務を委託している場合で、その業務委託に関する契約を解除する場合や更新しない場合、**少なくとも30日前までに、①書面②ファクシミリ③電子メール等による方法でその旨を予告しなければなりません。**また、予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが解除の理由を請求した場合、同様の方法により遅滞なく開示しなければなりません。

最後に

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行日以降に違反となってしまうことがないように、発注事業者は法律の内容をよく理解しておきましょう。「書面等による取引条件の明示」がスムーズにできるように、発注書のフォーマットを用意しておくなどの準備をお勧めします。



2024年12月から現行の保険証廃止！ マイナ保険証開始！

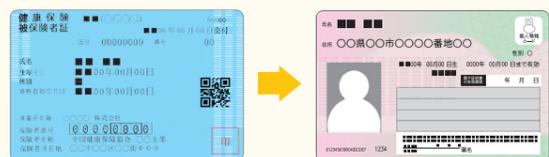
労務

現在は、健康保険証または健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下、マイナ保険証）のどちらでも医療機関や薬局を利用できますが、12月よりマイナ保険証に一本化されます。今回の記事では、マイナ保険証の概要やメリット、企業が押さえておくべきポイントについて解説します。



マイナ保険証とは

マイナンバーカードは、個人番号（マイナンバー）が記載された顔写真真付のICカードです。本人確認のための身分証明書や個人番号を証明する書類として利用したり、さまざまな行政サービスを受けることができます。このマイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものがマイナ保険証です。



マイナ保険証の4つのメリット

1 薬剤・診療情報の共有化ができる

本人の情報提供の同意により、過去に処方された薬や診療情報、特定健診などの情報を医師や薬剤師にデータで共有することができます。データ共有により、重複投薬や禁忌薬剤の投与のリスクを回避することができます。

2 限度適用認定証の省略ができる

限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば、限度額を超える医療費を立替えて支払う必要がありません。また、限度額適用認定証の申請手続も不要です。

3 医療費控除の確定申告が簡単

医療費の領収証を保管することなく、マイナポータルで医療費通知情報を取得することができます。マイナポータルをe-Taxと連携することでデータが自動入力され、確定申告の医療費控除を簡単に申請することができます。

4 医療費を節約できる

現在の健康保険証よりも医療費を節約でき、自己負担額も低くなります。

このほか、企業の業務効率化、退職時の健康保険証回収が不要、高齢受給者証の持参が不要などのメリットもあります。

マイナ保険証の準備および利用方法

STEP 1

マイナンバーカードを申請する

申請方法

- オンラインで申請する(パソコン・スマートフォンから)
- 郵便で申請する
- まちなかの証明写真機から申請する

STEP 2

マイナンバーカードを健康保険証として登録

利用登録の方法

- 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- 「マイナポータル」から行う
- セブン銀行ATMから行う

STEP 3

医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

受付方法

- 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- 本人認証を行う(顔認証・暗証番号)
- 各種情報提供の同意選択をする

様々な措置

✓ 1年間の経過措置

2024年12月2日から2025年12月1日までの1年間、経過措置として、現行の健康保険証が利用できます。ただし退職などで資格喪失となった場合、その時点で健康保険証は利用できなくなります。



✓ 「資格確認書」の提示で利用可能

「医療機関等のカードリーダーの故障」「マイナンバーカードを持っていない」「マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない」などの理由から、マイナ保険証を利用できない場合があります。「資格確認書」の提示で保険診療を受けることができます。(※マイナ保険証のメリットを受けることはできません。)

✓ 「資格情報のお知らせ」の提示で利用可能



「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証とセットで提示することにより、カードリーダーが利用できないときにも保険診療が可能となります。

▼ マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの違い

名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・ 資格取得時等に申請 ・ マイナ保険証をお持ちでない方などに申請によらずに発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・ 資格取得時に送付(申請不要)(マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・ 既加入者には2024年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可)

▼ 現行の健康保険証の取り扱い

2024年12月2日以降も引き続き被保険者である従業員の、健康保険証の取扱いは以下のとおりです。また、企業が健康保険証を回収する必要はありません。



	マイナ保険証		従来の保険証		
	使用	使用	新規発行	退職時等の回収	自己廃棄
R6.11.29まで	可	可	可	必要	不可
R6.11.30~R7.12.1	可	可	不可	必要	不可
R7.12.2以降	可	不可	不可	不要	可

LB広報部チョイスの
今月のおすすめ店



今月の担当:永野

東京台湾

まるで台湾旅行に来たような気分が味わえる、 「東京台湾」

中目黒駅から徒歩わずか2分、まるで台湾旅行に来たような気分が味わえる「東京台湾」。ランチメニューは、水餃子とご飯のセットメニューのみで、私は「水餃子&ルーローハン」のセットを注文しました。これに前菜(サラダ)と水餃子4つ、台湾茶がついて1,200円。ボリュームたっぷり、満足度の高いランチです。名物の水餃子は、厚めのモチモチした皮の中にジューシーなお肉がぎっしり詰まっています、特製のフルーツ醤油ダレが絶妙にマッチ。甘さと塩味のバランスが完璧で、ついつい何個でも食べたくなります。ルーローハン(肉燥飯)は柔らかい豚肉が甘辛く煮込まれており、ご飯との相性抜群。丼のサイズはちょうどよく、お味もさっぱりしていて食べ



やすいです。台湾茶は飲み放題でかわいい急須と湯呑みで、食事と一緒にほっと一息つけるのも嬉しいポイントです。

一品一品、丁寧につくられているのが分かる味。誰でも食べやすいように、クセが強いスパイスやハーブ類はあまり使っていないように感じます。台湾料理が苦手な方でも楽しめます。店内は、レトロな台湾の雰囲気が漂い、器もとってもかわいいので、女性客に大人気、接客も丁寧で、初めての来店でも安心して来店できます。この日は平日の11時半に訪れてスムーズに入店できましたが、行列ができる人気店です。訪れる際は、時間帯によっては並ぶことも視野に入れておくと安心です。「東京台湾」は、手軽に本格的な台湾料理が楽しめるお店です！台湾気分を味わいたい方はぜひ訪れてみてください。



東京台湾
東京都目黒区上目黒2-14-1 寺内ビル 1F
定休日 火・水

MONTHLY NEWS 今月のお知らせ

年末年始休業 のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。誠に勝手ながら、弊社は右記の期間を年末年始休業とさせていただきます。本年中のご愛顧に心よりお礼申し上げますとともに、来年も変わらぬお引き立てのほどよろしくお願い申し上げます。

年末年始休業期間

2024年12月28日(土)
～2025年1月5日(日)

※メールやチャットワークでのお問い合わせにつきましては、**2025年1月6日(月)10時以降**、順次ご連絡させていただきます。皆さまには大変ご迷惑おかけいたしますが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。



リードブレイン株式会社
リードブレイン社会保険労務士法人
リードブレインBPO株式会社
リードブレイン行政書士法人

LEAD BRAIN

経済産業省認定 経営革新等支援機関
リードブレイングループ

TOKYO OFFICE 〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1 第3東ビル301
TEL 03 5835 2805 FAX 03 5835 2825

NAGOYA OFFICE 〒466-0051 愛知県名古屋市中区昭和区御器所 3-10-5 3階
TEL 052 890 7841 FAX 052 890 7845